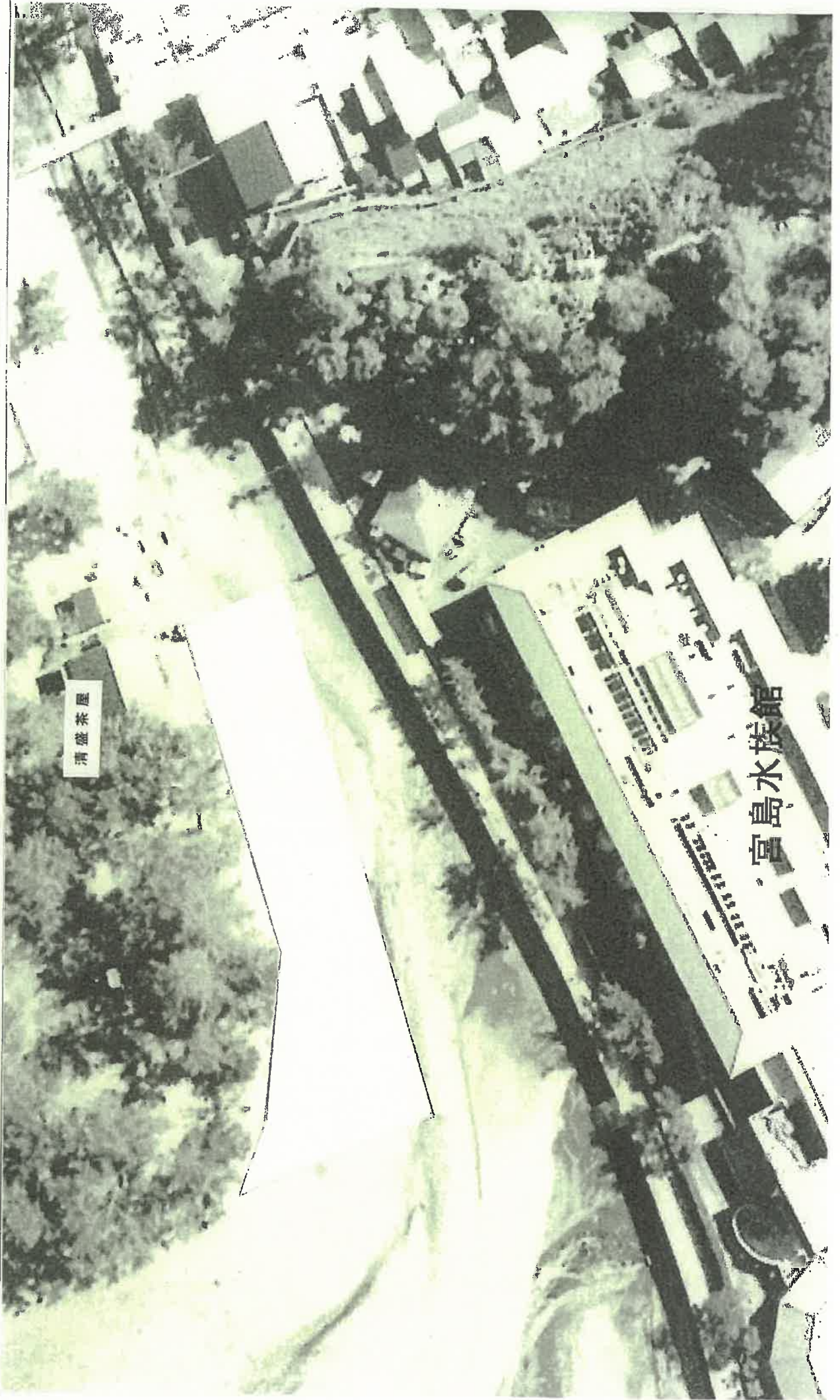




# 位置図

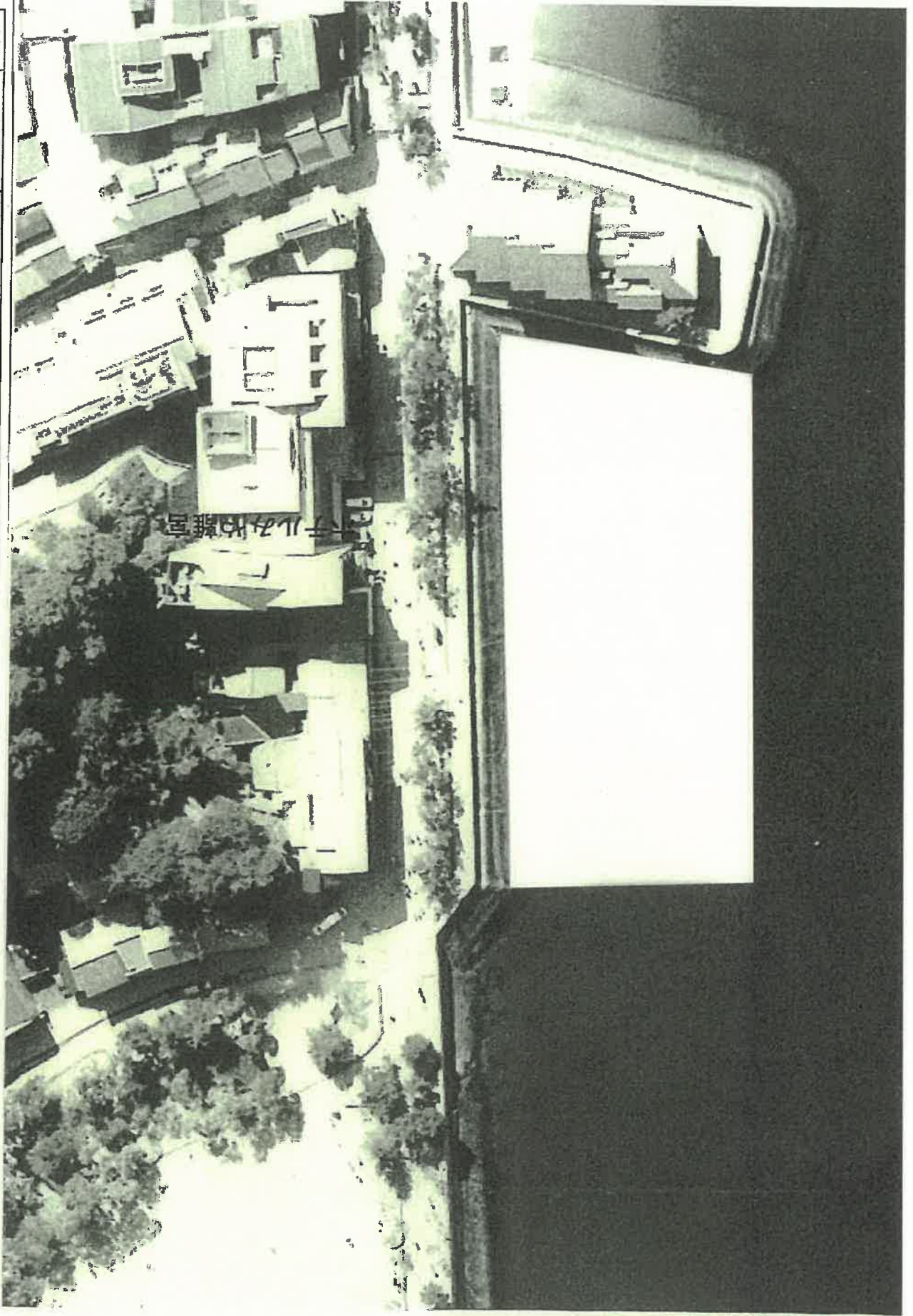
図章番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	測し専界
1	港湾単独	岐島港	—	清盛神社	平成30年7月4日		23	1/1

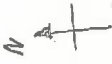




# 位置図

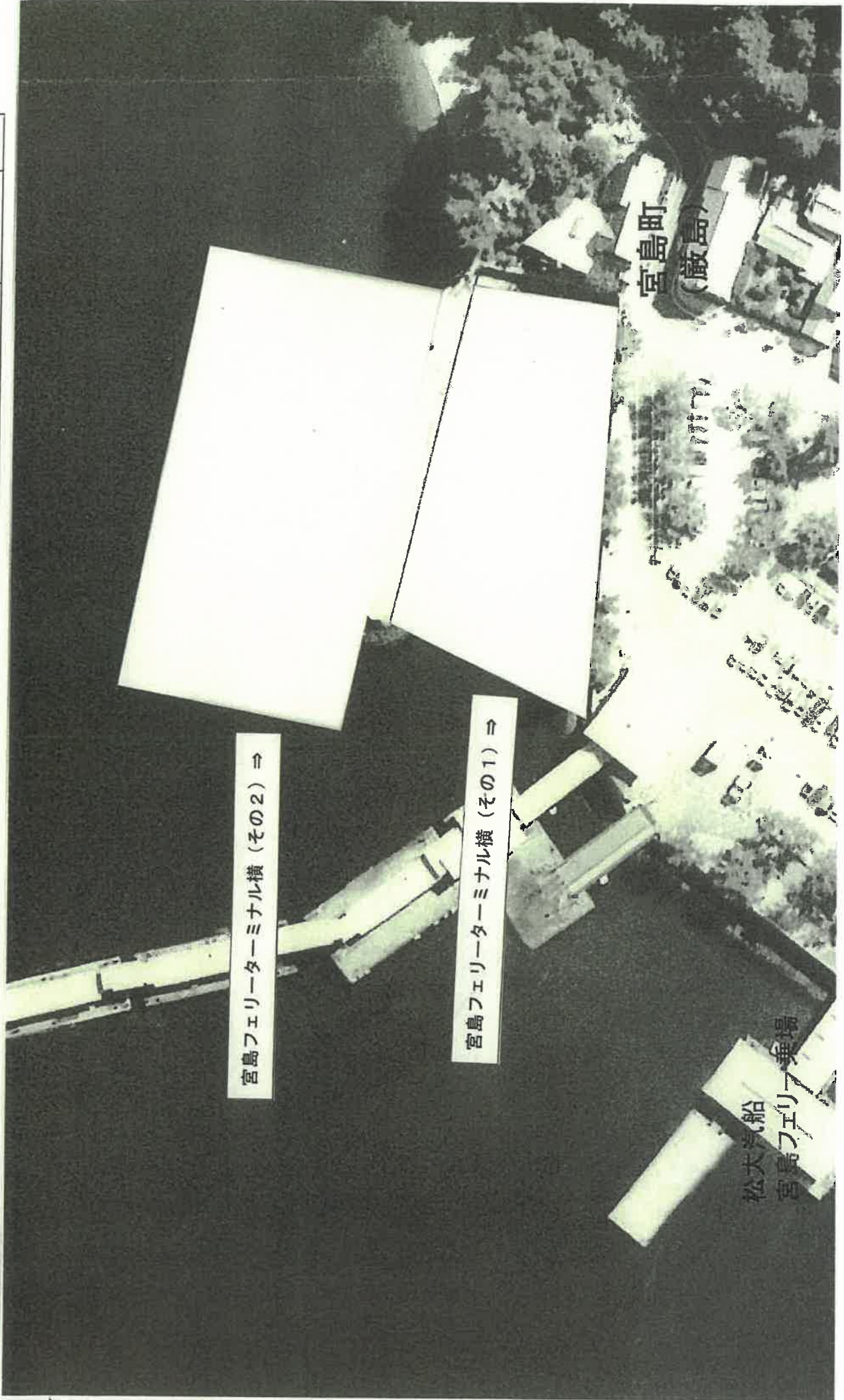
図割番号	1	調査区域区分	港島単独	港湾名	蔵島港	河川名	一	地区名	ホテルみやげ離宮	調査年月日	平成30年7月4日	縮尺	1/1,320	プロット番号	24	通し番号	1/1
------	---	--------	------	-----	-----	-----	---	-----	----------	-------	-----------	----	---------	--------	----	------	-----





# 位置図

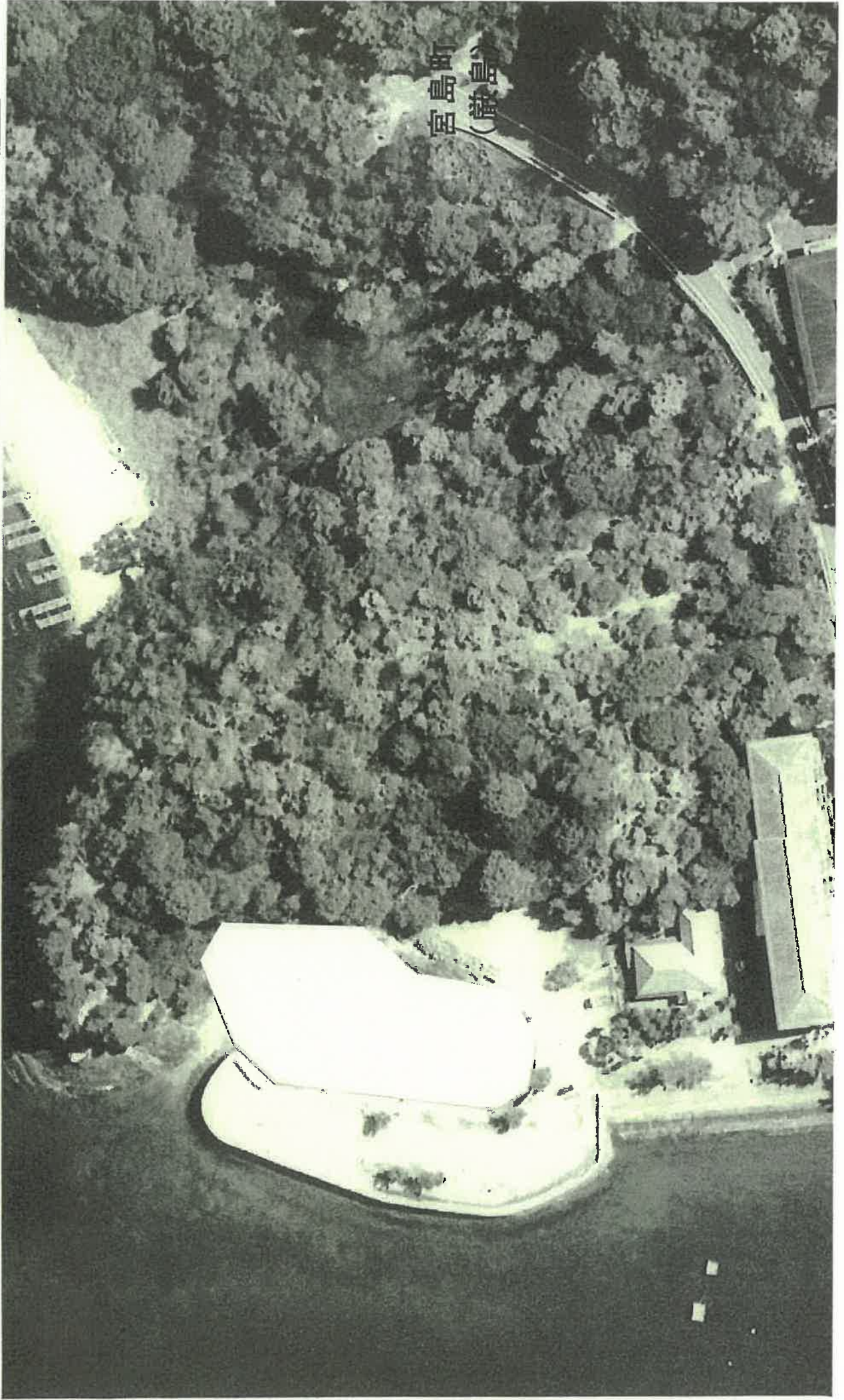
図面番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	船尺	プロット番号	通し番号
1	港湾単独	厳島港	—	宮島フェリーターミナル横 (その1・2)	平成30年7月4日		25	1/1





# 位置図

図号	1
調査区域区分	港灣単独
港灣名	傲島港
河川名	—
地区名	宮島町780地先
調査年月日	平成30年7月4日
縮尺	1/1,250
プロット番号	26
通し番号	1/1



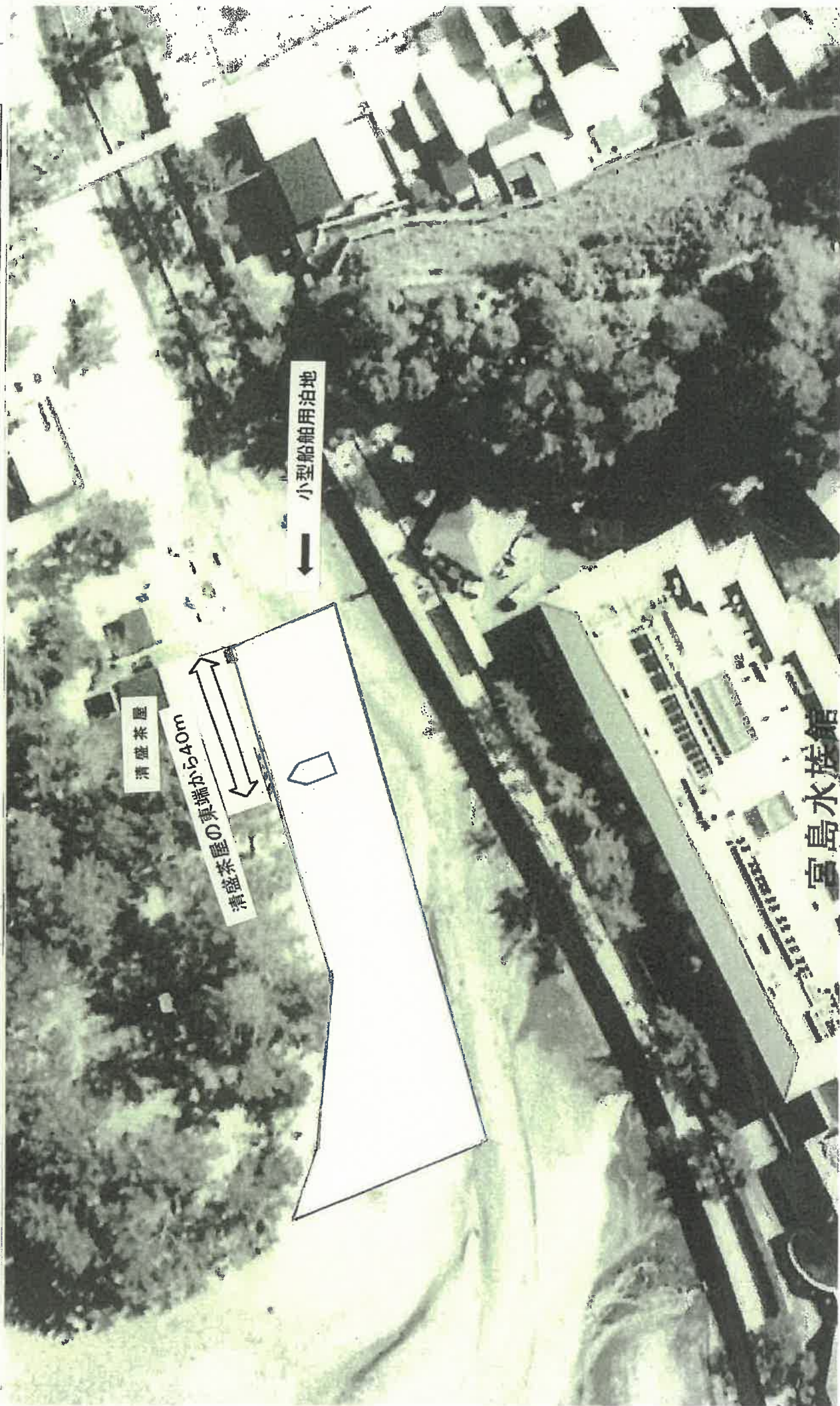
## 位置図

図章番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	渡し番号
1	港島単独	厳島港		杉之浦海水浴場地区 (その1・2)	平成30年7月4日	1/1,280	28	1/1



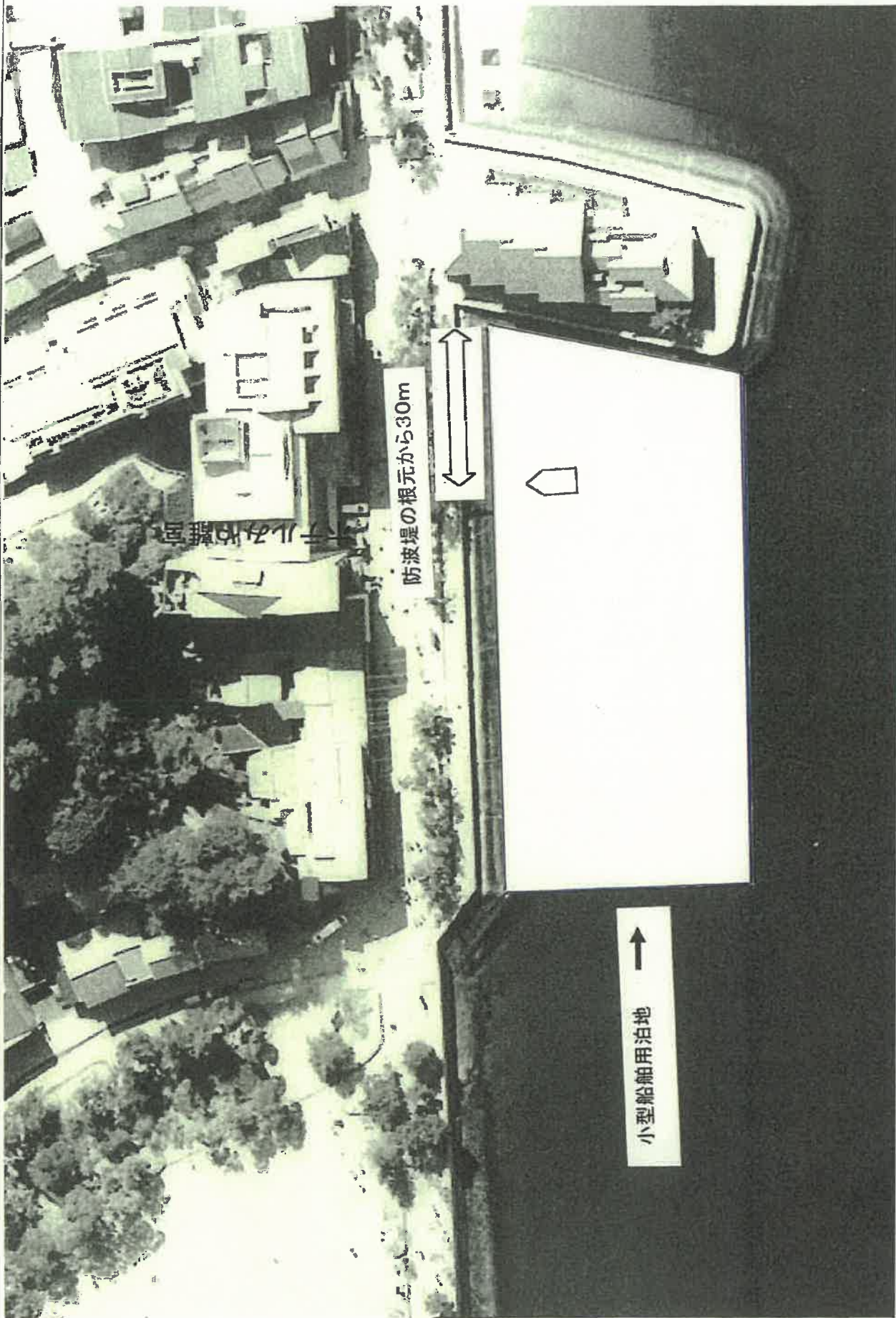
# 位置図 (記載例)

図号	調査区域区分	港名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	シート番号	通し番号
1	港湾単独	蔵島港	—	清盛神社	平成30年7月4日	1/1,320	23	1/1



# 位置図 (記載例)

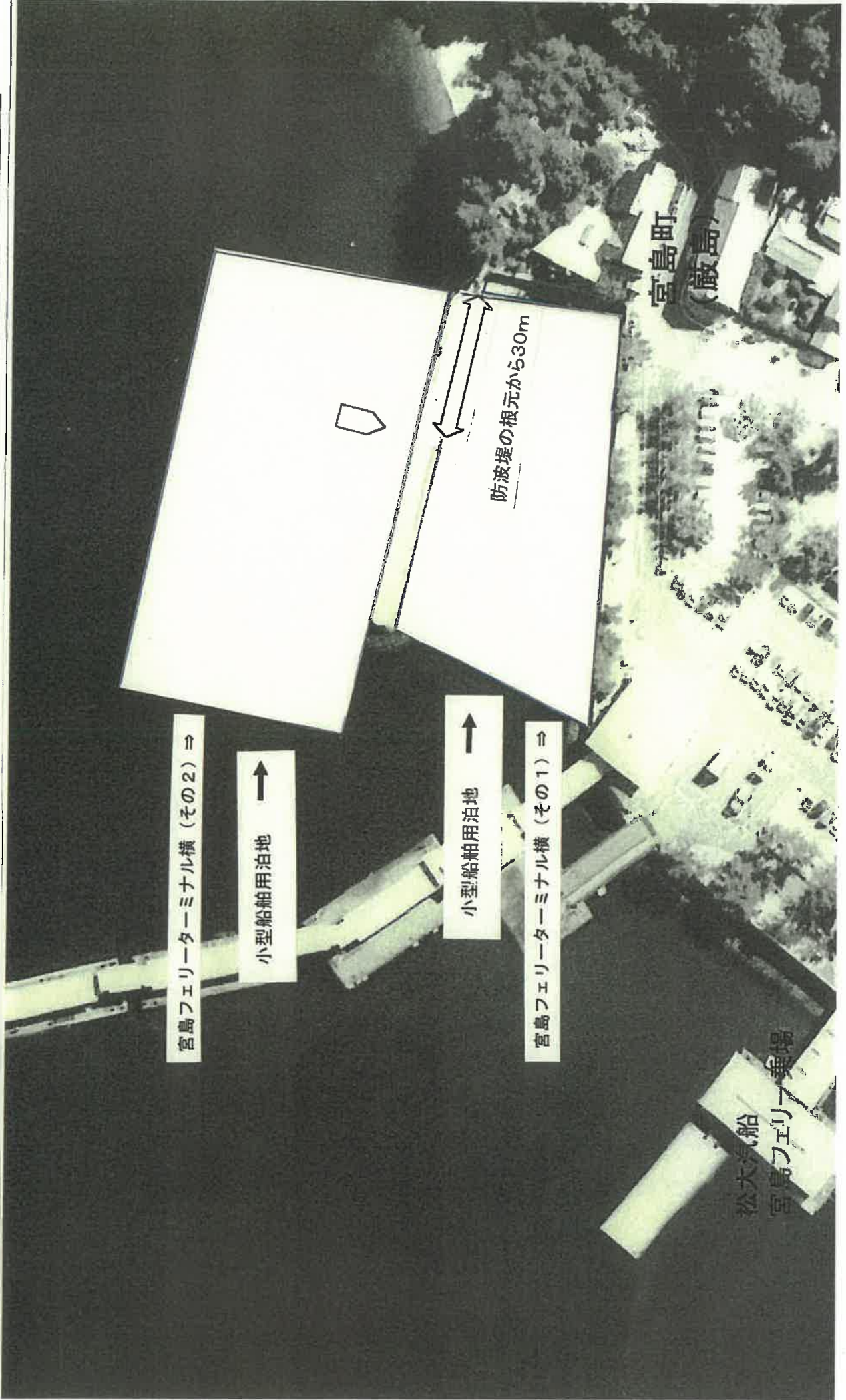
図号	1	調査区域区分	港域単独	港湾名	厳島港	河川名	—	地区名	ホテルみやや離宮	調査年月日	平成30年7月4日	縮尺	1/1,320	プロット番号	24	通し番号	1/1
----	---	--------	------	-----	-----	-----	---	-----	----------	-------	-----------	----	---------	--------	----	------	-----





# 位置図 (記載例)

図則番号	設置区域区分	港湾名	河川名	地区名	標準年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	港湾単独	厳島港	—	宮島フェリーターミナル横 (その1・2)	平成30年7月4日	1/1,250	25	1/1

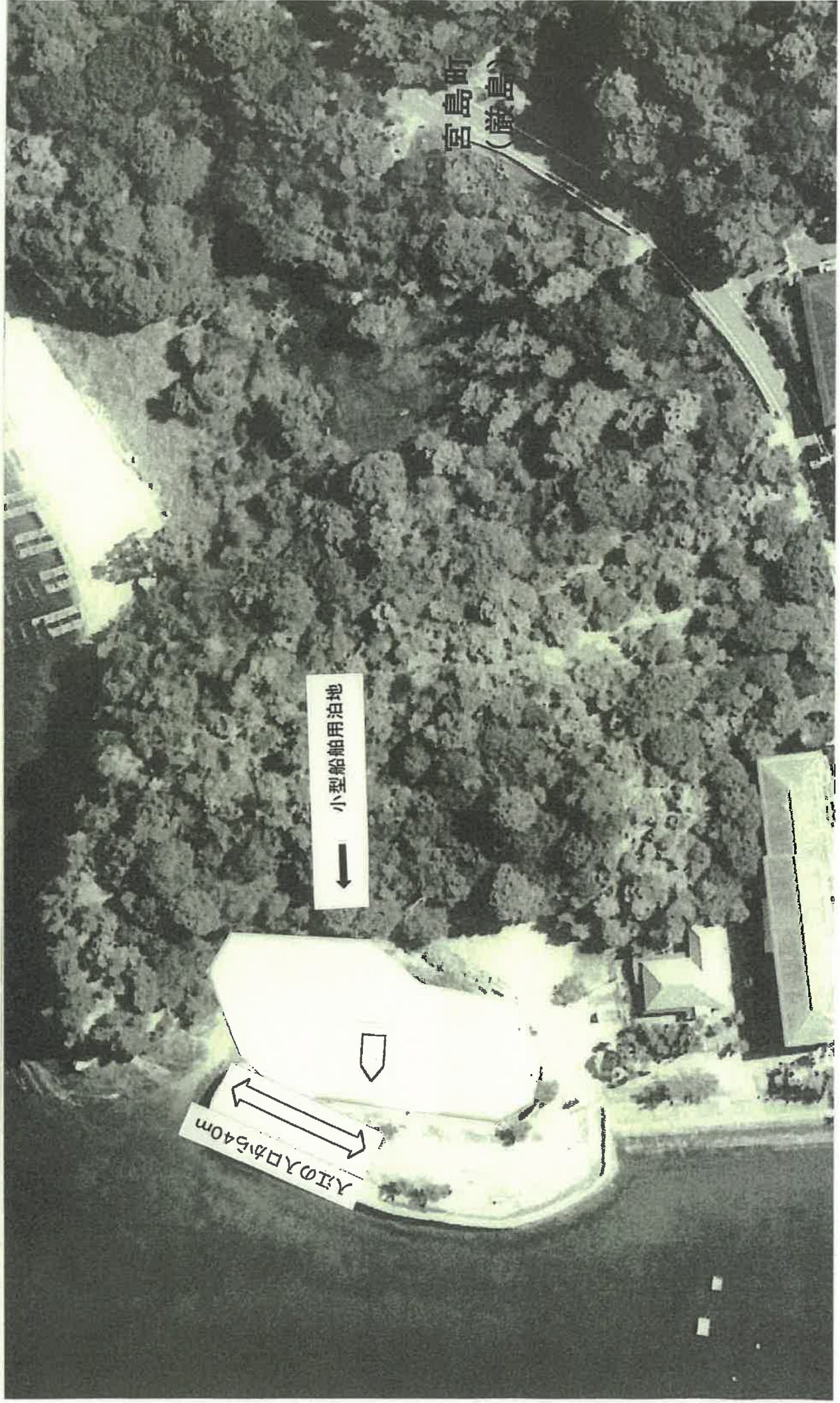






# 位置図 (記載例)

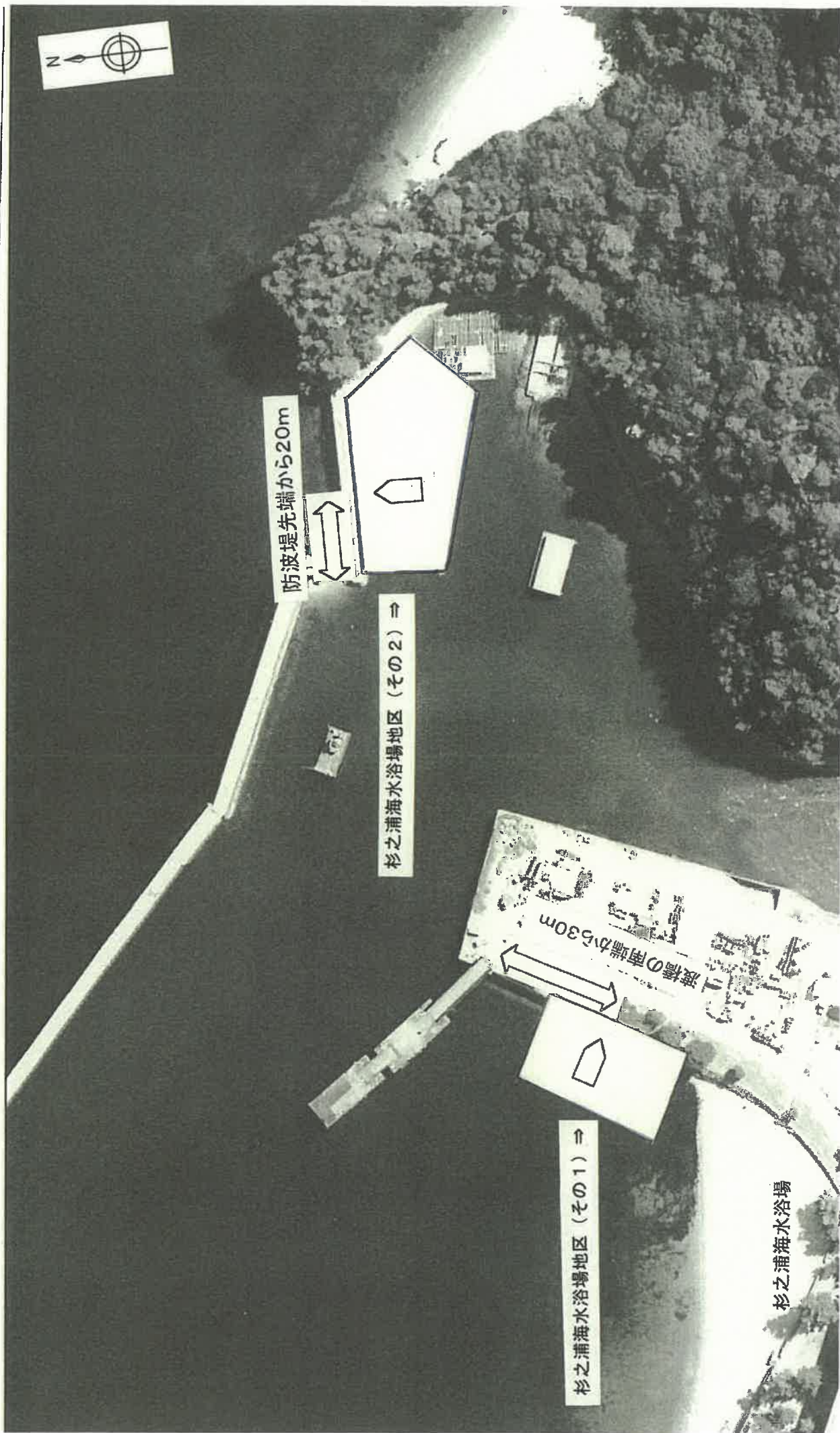
図部番号	調査区域区分	港源名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	港灣単独	級島港	—	宮島町780地先	平成30年7月4日	1/1,250	26	1/1



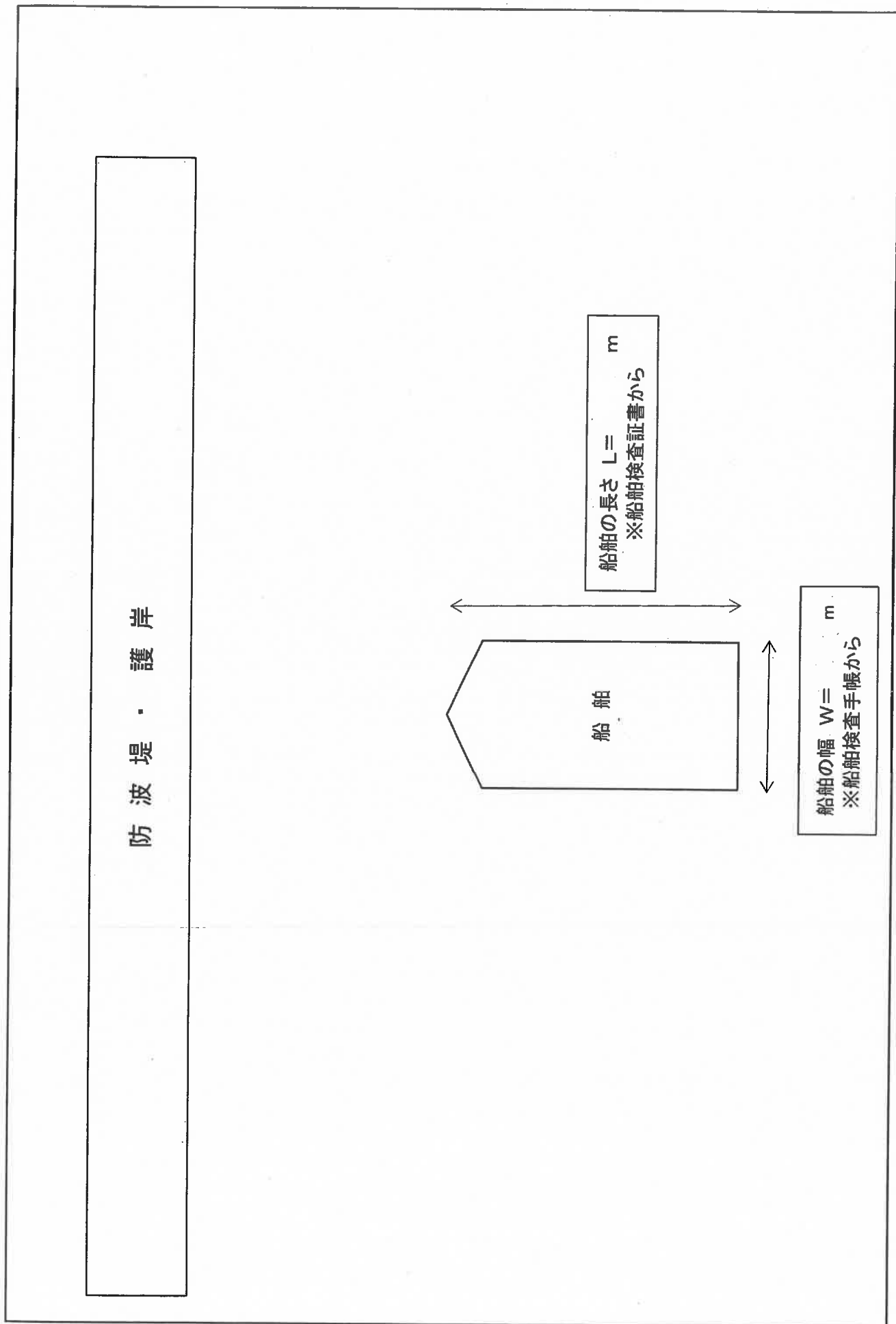
# 位置図 (記載例)

資料10

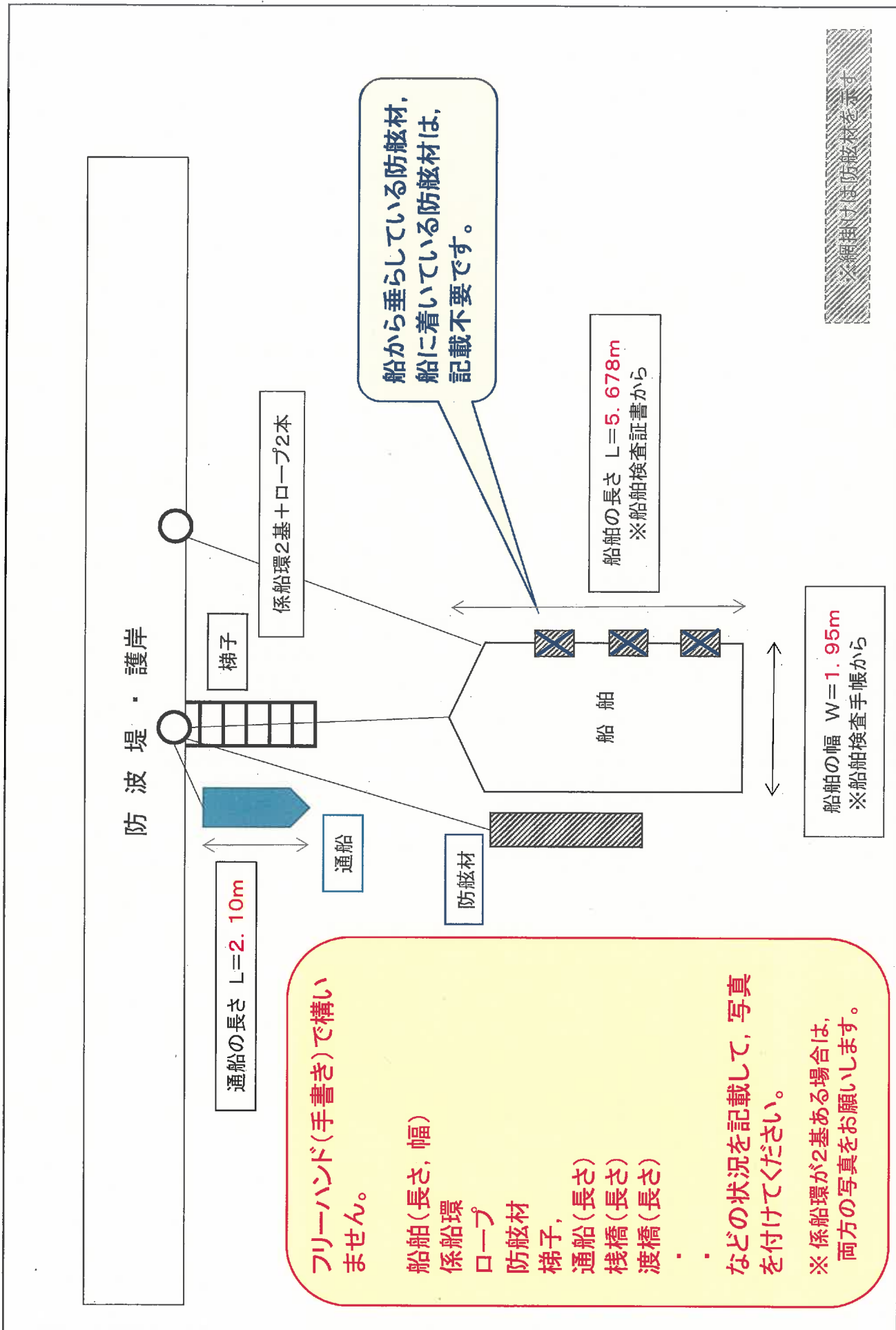
図算番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	港湾単独	厳島港	一	杉之浦海水浴場地区 (その1・2)	平成30年7月4日	1/1,260	28	1/1



見取り図



見取り図 (記載例)



フリーハンド(手書き)で構いません。

船舶(長さ、幅)  
係船環  
ロープ  
防舷材  
梯子、  
通船(長さ)  
棧橋(長さ)  
渡橋(長さ)

などの状況を記載して、写真を付けてください。

※係船環が2基ある場合は、両方の写真をお願いします。

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県西部建設事務所長 様

住所

氏名

印

生年月日

年

月

日生

私は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県西部建設事務所長 様

住所

氏名



生年月日

年

月

日生

私は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

(記載例)

誓 約 書

令和2年 ○月 ○日

広島県西部建設事務所長 様

住所 広島県廿日市市宮島町 ○○番地

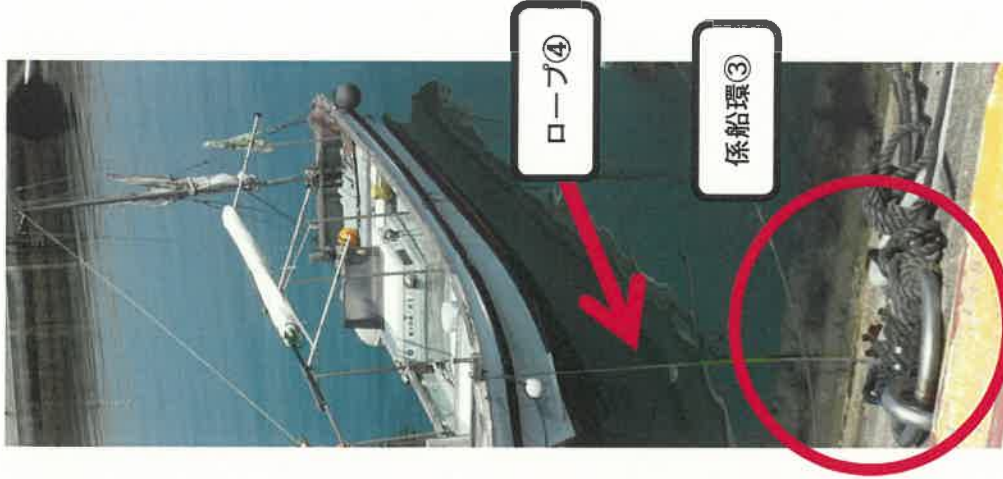
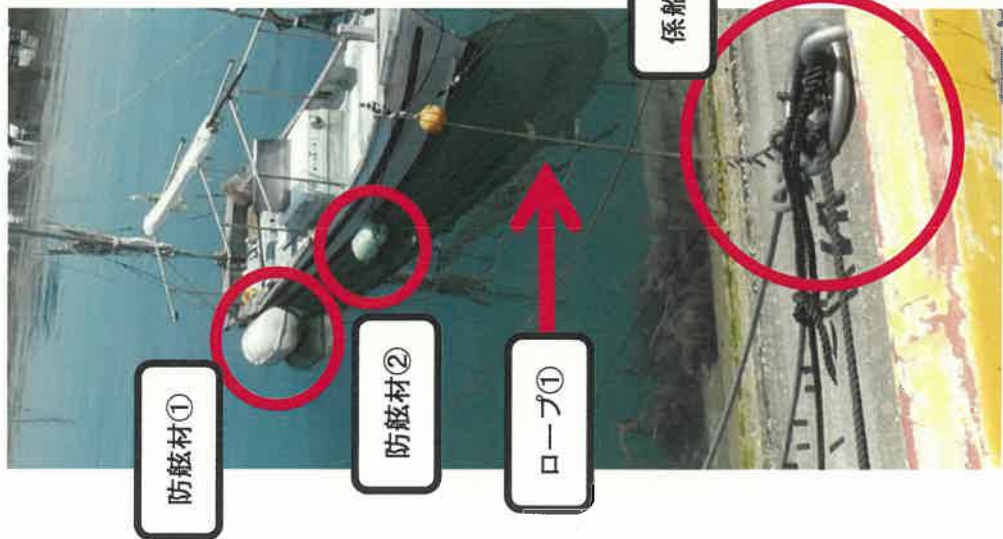
氏名 宮島 太郎 (印)

生年月日 昭和○ 年○ 月 ○日生

私は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

# 写真（撮影例）

※係船環×3基，ロープ×4本，防舷材×1基（船から垂らしている小さい防舷材は除く）



注 船舶及び係留に使用している工作物等を全て写し，工作物等の名称を記入し，番号（①，②…）付けて，「○（赤色の丸）」又「→（赤色の矢印）」でその位置が分かるようにしてください。

工作物等の名称及びこれらの位置を示す「○（赤い丸）」，「→（赤い矢印）」は手書きでかまいません。



番号	関係法令等	内 容	関係規定等	担当部署 電話番号	対象地区	関係法令の許可等の手続き	備 考
1	都市公園法	公園施設 の設置等 の許可	法第5条第1項	西部農林水産 事務所 林務第一課 082-513-5452 (代表)	清盛神社 宮島町780地先	<ul style="list-style-type: none"> <li>清盛神社地区の護岸付近の土地の使用については当支所が、都市公園法の許可を取得しますので、手続きは不要です。</li> <li>宮島町780地先地区については、現状を変更しないのであれば、手続きは不要です。新たに陸地に係船杭等を設置する場合は、担当部署に相談してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清盛神社地区及び宮島町780地先地区の護岸の部分は、文化財保護法の対象区域に入っていないません。</li> </ul>
2	自然公園法	特別地域 行為許可	法第20条第3項	中国四国地方 環境事務所 広島事務所 082-223-7450	清盛神社 ホテルみみや離宮 宮島フエリーターミナル横 宮島町780地先 杉之浦海水浴場地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状を変更しないのであれば、許可手続きは不要です。</li> <li>新たに係船環等を設置する場合は、担当部署に相談してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海域部分も自然公園法の対象となります。</li> <li>新たに係船環等を設置するのであれば、手続きが必要です。</li> <li>海域部分も自然公園法の対象となります。</li> </ul>
3	文化財保護法	史跡名勝 現状変更	法第125条第3項	廿日市市 生涯学習課 0829-30-9205	清盛神社 ホテルみみや離宮 宮島フエリーターミナル横 宮島町780地先 杉之浦海水浴場地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状を変更しないのであれば、手続きは不要です。</li> <li>新たに係船環等を設置する場合は、担当部署に相談してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海域部分も文化財保護法の対象となります。</li> </ul>
4	風致条例	風致地区 工作物等 の新築等	条例第2条第2項	廿日市市 都市計画課 0829-30-9190	清盛神社 ホテルみみや離宮 宮島フエリーターミナル横 宮島町780地先 杉之浦海水浴場地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状を変更しないのであれば、手続きは不要です。</li> <li>新たに係船環等を設置する場合は、担当部署に相談してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海域部分も風致条例の対象となります。</li> </ul>
*	杉之浦海水浴場地区の西側（廿日市市の 棧橋付近）の小型船舶用泊地の使用許可 申請をする場合			廿日市市 宮島支所 0829-44-2003	杉之浦海水浴場地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>廿日市市所有の護岸等に係船環がある場合は、係船環等の使用に関する廿日市市の使用を認知的旨の書類を許可申請書に添付してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>護岸等にある係船環等の使用を認知的旨の書類が得られない場合は、小型船舶用泊地等使用許可はできません。</li> </ul>